

会社の定期健康診断は、ムラタ健保と会社が共同で実施しており、費用も、それぞれ負担し合っています。

健保組合は、『高齢者の医療の確保に関する法律』により、特定健康診査^(注)という生活習慣病予防健診を実施することが求められていますが、ムラタ健保では、会社が安全衛生法により実施する健康診断と重複する健診項目もあることや、被保険者の健診後の事後フォローを会社と健保がコラボして行っていくこととし、定期健診も共同実施しています。

(注) 特定健康診査とは、医療保険者（健康保険組合、地方自治体）が、40～74歳の加入者（被保険者、被扶養者）を対象として実施する内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診のことです。

家族健診でも、特定健康診査項目が含まれて実施しています。

ムラタ健保では、特定健診、特定保健指導の対象者を35歳以上とし、早い(若い)段階からの予防をめざしています。